

入会のご案内

High Quality Of Life の

実現を目指して



一般社団法人

メディカル・フィットネス協会

〒532-0003 大阪市淀川区宮原 1-2-9

TEL 06-6150-2322

FAX 06-6150-2323

MAIL info@mfa.or.jp

HP <https://www.mfa.or.jp>

入会のご案内

メディカル・フィットネス協会は、メディカルチェックによる健康管理と、医学とスポーツ科学を結合させることによってすべての人々に対し、健康保持や体力維持、増進を通して二十一世紀社会に求められる心豊かな健康づくりを目指しています。

より効果的な「健康づくり」を実現するため、医療分野に臨床スポーツ医学・スポーツ生理学などの運動分野を結びつけて、健康維持したい人々・医療サポートが必要な人々・治療されている人々に対応できる運動習慣の普及と推進、指導者の育成と教育、体力増進・疾病予防・早期発見・早期治療などの健康管理に対し、包括的に健康増進事業を推進して参りました。

日本の医療が変革していく中で当協会の事業は、ますます重要であるとの認識を強め、来るべき高齢化社会に向けて、一人一人の健康づくりにお役に立つものと思われまます。

皆様のご入会を心よりお待ちしております。

【事業概要】

○メディカル・フィットネス施設のコンサルタント

医療サポートのできる運動施設を目指した健康増進施設・指定運動療法施設・医療法第42条疾病予防施設から一般フィットネス施設まで開設運営コンサルタントを実施しています。

○健康教室・講演会・セミナーの企画・運営

市町村や職場、学校などにおいて、健康教室、転倒予防教室、機能向上回復教室や著名人による講演会、セミナーを実施しています。

○メディカル・フィットネス指導者の育成・教育

大学・短大・専門学校 of 学生及び医療従事者、一般社会人を対象に、府民の健康づくりを推進する「健康ケアトレーナー」、一般人からスポーツ選手までサポートするスポーツトレーナーの専門知識を身につけた「スチューデントトレーナー」、高齢者のための総合的介護予防に必要な知識を身につけた「介護予防運動トレーナー」の指導者を養成し、さらに年間を通して、指導者の知識や技術の向上を目指し、講習会や研修会、セミナーを実施しています。

○メディカル・フィットネス指導者の紹介・派遣

市町村や企業、学校に上記のメディカル・フィットネス指導者を紹介、派遣を実施しています。

入会の手続き

本法人の主旨に賛同し入会を希望される方は、下記の方法にて手続きをお願い致します。

1. 入会ご希望の方は入会申込書（団体又は個人の枠）に必要事項をご記入の上、事務局宛にファックス又は郵送にてお送りください。
2. 入会承認後、事務局より入会金及び年会費のお振込みに関する書類を送付致しますので、書類の内容をご確認の上、お手続きください。
3. 入金確認後、入会となります。

会員種別	会員種類	入会金（税込）	年会費（税込）
正 会 員	法人会員	22,000 円	33,000 円
	個人会員	11,000 円	22,000 円
賛助会員	学校会員	22,000 円	33,000 円
	資格認定会員	2,200 円	3,300 円
学生会員	一般学生会員	2,200 円	3,300 円

一般社団法人 メディカル・フィットネス協会 事務局

〒532-0003 大阪市淀川区宮原 1-2-9

TEL 06-6150-2322 FAX 06-6150-2323 MAIL info@mfa.or.jp

【会員特典】

- ① 会報誌を無料で配布いたします。
- ② 当協会認定の資格試験を会員価格で受験できます。
- ③ 当協会主催のセミナー及び講習会を会員価格で受講できます。
- ④ 優先的に人材・求人企業をご紹介致します。
- ⑤ 当協会のホームページ・会報誌にてご紹介致します。＜法人会員・学校会員＞

一般社団法人 メディカル・フィットネス協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人メディカル・フィットネス協会（以下「本法人」という。）と称する。
(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 本法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、大阪府内において、健康測定などの医学的及び体力的資料に基づく適切な身体活動を通じた健康づくり（以下、「メディカル・フィットネス」という。）に関する事業を行い、健康意識の啓発及び指導者の育成などを通して地域社会における健康づくりを推進し、生活習慣病の予防と健康管理増進を図り、府民のQOL（生活の質）の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 1) メディカル・フィットネスに関する企画・運営
- 2) 健康づくりに関する指導者の育成と普及のための資格認定
- 3) 刊行物の発行
- 4) 府民に対する健康意識の啓発・普及
- 5) 会員相互の知識の向上
- 6) 職業紹介事業及び人材派遣事業
- 7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本法人は、次の会員を置く。

- 1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
 - 2) 特別会員 本法人の目的に賛同した医師・学識経験者等で、社員総会において推薦された者。
 - 3) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
 - 4) 学生会員 本法人の目的に賛同して入会した大学・短期大学・専門学校（医療系・体育系・介護福祉系）の学生。
- 2 前項の各会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員、賛助会員又は学生会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本定款に別段の定めがある場合を除き、社員総会の決議により別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、その理由を問わず返却しない。

3 特別会員は会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。ただし、未納会費等未履行の義務があるときはこれを免れることはできない。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 本法人の定款に違反したとき。
- 2) 本法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 死亡又は解散したとき。
- 2) 会費を2年以上納入しないとき。

